

独立行政法人国立文化財機構任期付職員の就業に関する規則

平成19年4月1日
国立文化財機構規程第11号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、期間を定めて雇用する常勤の職員（以下「任期付職員」という。）の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 任期付職員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規程に定めのない事項については、労働基準法、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）、独立行政法人国立文化財機構法（平成11年度法律第178号）及びその他の法令の定めるところによる。

(任期付職員の種類等)

第2条 この規則を適用し雇用することができる任期付職員は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 任期付研究員

(2) 任期付専門員

2 前項各号に掲げるものの就業に関する事項については、第2章以下に定めるところによるほかは、独立行政法人国立文化財機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）の規定を準用する。

第2章 任期付研究員

(任期付研究員の定義等)

第3条 任期付研究員とは、研究分野において高度の専門的な知識経験を必要とする業務に一定の期間従事する研究員をいう。

(就業に関する特例)

第4条 任期付研究員には、就業規則第20条及び第26条の規定は適用しない。

(契約期間)

第5条 任期付研究員の契約期間は、5年を超えない範囲内とする。

2 前項の契約期間が5年に満たない場合にあつては採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(任期付研究員に支給する給与)

第6条 任期付研究員に支給する給与は、基本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末手当とする。

2 前項にある給与には、独立行政法人国立文化財機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第19条に規定する管理職手当相当額を含むものとする。

(給与の支払)

第 7 条 前条の給与は、給与規程第 4 条から第 9 条の規定を準用して、支給する。

(基本給)

第 8 条 基本給は、毎年度別途定める任期付研究員基本給表により、決定する。

(手当)

第 9 条 地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末手当は、給与規程第 20 条、第 23 条、第 24 条及び第 29 条の規定を準用し、支給する。

(退職手当)

第 10 条 退職手当は、独立行政法人国立文化財機構職員退職手当規程を準用し、支給する。

第 3 章 任期付専門員

(任期付専門員の定義等)

第 11 条 任期付専門員とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して行うことが必要と認める業務に雇用する者をいう。

(就業に関する特例)

第 12 条 任期付専門員には、就業規則第 20 条、第 26 条及び第 47 条の規定は適用しない。

(契約期間)

第 13 条 任期付専門員の契約期間は、5 年を超えない範囲内とする。

2 前項の契約期間が 5 年に満たない場合にあつては採用した日から 5 年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(任期付専門員に支給する給与)

第 14 条 任期付専門員に支給する給与は、基本給、地域手当、通勤手当及び期末手当とする。

2 前項にある給与には、給与規程第 19 条に規定する管理職手当相当額を含むものとする。

(給与の支払)

第 15 条 前条の給与は、給与規程第 4 条から第 9 条の規定を準用して、支給する。

(基本給)

第 16 条 基本給は、毎年度別途定める任期付専門員基本給表により、決定する。

(手当)

第 17 条 地域手当、通勤手当及び期末手当は、給与規程第 20 条、第 23 条及び第 29 条の規定を準用し、支給する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 1 2 月 1 3 日に改正、同日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

独立行政法人国立文化財機構任期付職員の就業に関する規程に定めるその他必要な事項に関して、平成 19 年 4 月 1 日以降、次のとおりとする。

I 第 8 条関係

平成 19 年度 任期付研究員基本給表

号 俸	基本給月額
1	330,000
2	367,000
3	396,000
4	399,000
5	461,000
6	524,000
7	610,000
8	711,000
9	812,000

単位：円

II 第 16 条関係

平成 19 年度 任期付専門員基本給表

号 俸	基本給月額
1	250,000
2	300,000
3	350,000
4	400,000
5	500,000
6	600,000
7	700,000
8	800,000
9	900,000

単位：円

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 12 月 1 日に改正し、同日から施行する。

(基本給)

- 2 独立行政法人国立文化財機構任期付職員の就業に関する規則に定めるその他必要な事項に関して、平成 21 年 4 月 1 日以降、次のとおりとする。

I 第 8 条関係

平成 21 年度 任期付研究員基本給表

号 俸	基本給月額
1	330,000
2	367,000
3	396,000
4	399,000
5	460,000
6	523,000
7	609,000
8	709,000
9	810,000

単位：円

II 第 16 条関係

平成 21 年度 任期付専門員基本給表

号 俸	基本給月額
1	249,000
2	299,000
3	349,000
4	399,000
5	499,000
6	599,000
7	698,000
8	798,000
9	898,000

単位：円